

## 6 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 6-1 のとおりである。

表 6-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	3
事業段階関係区長の意見	2
合計	5

### 6.1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見書及びこれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

都民の意見書は、内容を集約した上で項目別に分類し、個人情報特定されない範囲で、原文のまま記載した。

#### 6.1.1 大気汚染

都民の意見	事業者の見解
<p>(1) ①～⑤の予測地点に加え、旧赤羽中学校付近と神谷3丁目柏木神社付近の2点を加えて、その評価結果を新たに提示して戴きたいと思います。私たちは志茂1丁目に居住していますので、私たち自身の住居地の情報を教えて戴きたいと思います。</p>	<p>地表面において煙突排出ガスによる影響が最大となる地点（予測最大着地濃度地点）は、北清掃工場の南西約1.0kmの地点と予測しています。北清掃工場から約500m～700mの位置にある旧赤羽中学校及び神谷3丁目柏木神社における影響濃度は予測地点②～⑤と同等であると予測されることから、予測地点の選定は適切であると考えます。</p> <p>なお、志茂1丁目付近における影響濃度については、評価書案p.145に記載しています。</p>
<p>(2) 予測評価の前提条件として、提示資料のシミュレーションは有風時のものと理解しましたが、条件の悪い無風状態での評価結果を再提示して戴きたいと思います。</p>	<p>大気拡散計算の予測条件として用いた気象データは、評価書案資料編 p.77に記載した通り、無風時（風速0.4m/s以下）を含んでいます。</p>
<p>(3) 説明会時資料P.25には最大予測濃度と記載されていますが、私が図書館で資料編を閲覧したところ、短期予測での最大濃度は上層逆転層発生時の場合となり、本編表8.1-64の予測濃度は、提示数値のおよそ倍以上の数値となっています。二酸化窒素に至っては、本編表8.1-64の短期予測では0.0699ppmと環境基準0.06ppm以下を上回っています。</p> <p>出現頻度が1.3%といっても年換算では約5日間となり、決して見過ごせない予測濃度です。このため、「環境基準等を下回る」という説明は矛盾しており、適切な説明がなされたとは言えませんので、実害としての影響について、詳細な説明を再度行って戴き</p>	<p>二酸化窒素の環境基準には1時間値の基準がないため、短期平均値（1時間値）と環境基準を比較することはできません。評価書案p.161及びp.170に示したとおり、二酸化窒素の短期平均値の評価の指標は短期曝露指針値の0.1ppmであり、評価の指標を下回っています。</p> <p>清掃一組では、法基準値と同等又は下回る有害物質の排出濃度を設定し遵守するとともに、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガスの汚染物質排出量を極力抑えるよう努めます。</p>

都民の意見	事業者の見解
たいと思います。	
<p>(4) 近隣住民が最も懸念している環境影響要因である「施設の解体工事」と、環境影響評価項目「一般粉じん(大気汚染)」について全く触れられていないのは問題である。施工計画の記載内容に「粉じんの飛散防止」「粉じん対策」という文言が何度も出てきており、調査計画書に対し北区長からも「近隣には戸建住宅等が所在することから、一般粉じんについて工事施行中の調査及び予測・評価項目に含めることを検討すべき」との意見が提出されている。大気汚染に係る予測評価物質に「一般粉じん」を加え、最優先で予測評価すべきである。</p>	<p>工事中は、粉じんの巻き上げ防止対策として、地盤への鉄板敷設などの対策とともに、建物解体時の建物への囲いの設置及び散水の徹底等の対策に努め、一般粉じんの飛散を防止します。</p> <p>このことから、一般粉じんは予測・評価しておりません。</p>
<p>(5) 外筒解体時の粉塵、ダイオキシン類の飛散を防ぐ為には、切断部の部分養生がとても大切であると考えられますが、その具体的な手法が「・・・等」という曖昧な表記となっていて、確約されていません。飛散防止に対して信頼できる養生及び施工方法であることを改めて住民に説明し、協議・合意形成の上で、その具体的な養生・施工方法を解体工事の特記仕様書、若しくは建設工事に解体工事が含まれる場合はその工事発注図書の特記仕様書に盛り込んだうえで、工事施工者入札を行うように配慮して戴きたいと思います。</p>	<p>解体工事に際しては、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境に配慮した粉じん対策とすることを入札手続にて配布する仕様書に記載します。</p> <p>また、実際の施工においては、建替工事の施工者が決定した後に、施工計画書を提出させ、当組合が承諾してから工事に着手します。</p> <p>なお、解体工事や建設工事に着手する前に施工計画等について住民説明会を開催します。</p>
<p>(6) 解体工事時の環境影響評価は、排出ガスに関する予測と評価のみの説明ですが、解体工事期間も予測・評価の対象に含まれるならば、ダイオキシン類を含めた大気汚染に係る6項目のモニタリングの実施を必ず行って戴きたいと思います。</p>	<p>焼却炉等のプラント設備については、解体する前には解体前清掃を行い、残っているごみや焼却灰などを除去してから解体工事を行います。</p> <p>このため、工事の施行中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスのみを予測・評価項目としています。</p> <p>なお、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」(平成14年11月、東京都環境局)に基づき、解体工事の施工前・施工中・施工後に敷地境界の大気中のダイオキシン類の調査を行います。調査結果については、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにします。</p>

## 6.1.2 騒音・振動

都民の意見	事業者の見解
<p>(1) 既存建物解体に関して、騒音や粉塵対策については記載がありますが、振動対策に関する配慮が盛り込まれていません。当該計画地は荒川流域にあたり、地盤状況は極めて悪く、振動が伝搬しやすい地盤性状となっています。その点を考慮して、解体時に破碎機（ニブラ等）で掴んで揺さぶる等の際に、大きな振動が発生するであろうことが容易に予想されることから、そうした安易な解体工法を用いないように、解体工事の特記仕様書、若しくは建設工事に解体工事が含まれる場合はその工事発注図書の特記仕様書に盛り込んだうえで、工事施工者入札を行うように配慮して戴きたいと思います。</p>	<p>現地調査を基に地盤特性を考慮した予測条件としています。 発注に当たっては、本評価書の予測結果を上回らないよう配慮します。</p>
<p>(2) 解体工事期間中も、敷地境界上の点だけでなく、実害が及ぶ複数地点（概ね5地点程度とし、場所は住民と協議にて決定）にて振動計を設置（伝搬による増幅を考慮）してモニタリングし、住民の許容感覚を上回らないよう施工管理を行うように、解体工事の特記仕様書、若しくは建設工事に解体工事が含まれる場合はその工事発注図書の特記仕様書に盛り込んだうえで、工事施工者入札を行うように配慮して戴きたいと思います。</p>	<p>工事による影響が明確となる地点として、敷地境界の測定とします。 なお、工事の施工に当たっては、建設機械の配置を1か所に集中（稼働）させずに分散させることなど配慮します。</p>
<p>(3) 説明会で配布された資料（表8.3-35）は、振動の予測評価であるにも関わらず、表中の項目欄は「騒音レベル」と記載されており、騒音と振動を混同しているように見受けられます。報告書の中に、こうした初歩的なミスがあることも、関係者の関心の低さを露呈しているのではないかと推察せざるを得ないところです。 また、振動レベルの72 dBは、屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、眠っている人が目を覚ますだけでなく、中には恐怖感を覚える人もいる震度であることを申し添え、高齢者が多いこの地域の特性をよくよく配慮戴けますようお願いいたします。</p>	<p>評価書案の記載については、評価書にて訂正します。 工事に際しては、周辺環境に配慮して工事を行います。</p>

6.1 都民の意見書と事業者の見解

6.1.3 土壌汚染

都民の意見	事業者の見解
<p>(1) コンクリート槽で封じ込めていない部分に関しては、敷地の地下水位が高いことから、結局は周辺地盤へ溶出してしまうこととなります。</p> <p>後述する洪水時には上部からの溶出の可能性も否定できません。また、コンクリート槽も土中であっても長期的には腐食、破損する以上、汚染リスクは解消されません。後顧の憂いをなくし、安心安全に暮らせる環境を次世代に引き継ぐ意味からも、今回の工事で撤去処分をして戴きたいと思えます。</p>	<p>汚染土壌の封込め槽は、鉄筋コンクリート槽以外でも、鋼矢板及び防水シート等による遮水対策を施しており、地下水位の影響はありません。</p> <p>また、薬剤による不溶化処理をした上で封じ込めております。</p> <p>今後、封込め槽の健全性については、近傍の地下水の定期測定により確認してまいります。</p>

6.1.4 地盤・水循環

都民の意見	事業者の見解
<p>(1) 北清掃工場は荒川沿川の低平地にあり、予測しえない地盤沈下や地下水の変動が起きる恐れは否定できない。しかし、被害が発生しても本事業との因果関係はすぐには解明できない。電波障害と同じように、直接的な因果関係がわかりにくい地盤及び水循環についても「苦情対応」を必ず行って頂きたい。</p>	<p>被害が発生した場合、因果関係を調査し、対応してまいります。</p>
<p>(2) 敷地に限らず、この地域は地下水位が高く、山留にSMW連壁を用いても、完全に根切底等からの湧水がないとは言い切れず、施工上、後になってディープウェルや窠場排水を行う可能性が予測されます。このため、周辺の地盤沈下予測と計測等の対策をあらかじめ考慮して、事前調査の実施や沈下が生じた場合の対策や補償などについて予め住民に説明し、建設工事の工事発注図書の特記仕様書に盛り込んだうえで、工事施工者入札を行うように配慮して戴きたいと思えます。</p>	<p>地下水位についても、周辺環境に影響がないように十分配慮して工事を行ってまいります。</p> <p>周辺の地盤沈下等の影響については、敷地境界において測量を定期的実施します。</p> <p>なお、工事開始前には、家屋調査を行います。調査範囲については、今後、開催する解体工事説明会にてご説明いたします。</p>

6.1.5 景観

都民の意見	事業者の見解
<p>(1) 地域景観の構成要素(図8.9-3)は日影に配慮すべき公園緑地と同じ場所を引用しているが、北区では区民参加により北区景観百選を選定している。地域景観の構成要素には1500m圏の北区景観百選で選定された場所を追加し、北区景観百選のうち北清掃工場が眺望できる場所については、写</p>	<p>北区景観百選は、選定された場所の景観を対象としており、選定された場所からの景観が対象ではありません。</p> <p>なお、北清掃工場も「北清掃工場と元気ぷらざ」として北区景観百選に選ばれており、計画段階において北区景観づくり計画等、可能な限り配慮していきます。</p>

都民の意見	事業者の見解
真撮影による眺望の変化の予測を行うべきである。	

## 6.1.6 史跡・文化財

都民の意見	事業者の見解
(1) 計画地内には鎌倉時代から存在すると言われる古道(王子～岩淵)の一部があり、本事業及び都市計画変更によってこれが封鎖される。従って、史跡・文化財を予測評価項目に選定し、適切な対策を講じるべきである。	埋蔵文化財については、北区教育委員会に相談・照会を行ってまいります。

## 6.1.7 温室効果ガス

都民の意見	事業者の見解
(1) 温室効果ガスは工事完了後の施設の稼働だけでなく、工事用車両の走行やごみ収集車両等の走行によっても排出されるため、これらも予測評価の対象とすべきである。	<p>工事用車両については、建替工事の施工者が決定していないことから、詳細な施工計画が未定であり、走行距離などが不明なため、予測・評価を行うことができません。</p> <p>ごみ収集車両等については、収集・運搬事業は23区が実施しているものであり、清掃一組には管理・抑制することができません。</p> <p>このことから、工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う温室効果ガスについては、予測・評価対象としておりません。</p> <p>なお、工事用車両及びごみ収集車両等については、九都県市(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)が指定する低炭素(低燃費)性能を満たした車両を極力使用します。</p>

## 6.1.8 全般

都民の意見	事業者の見解
(1) M6強の大地震が首都圏を襲うリスクは高まってきており、建物やプラント部分は耐震構造になっていたとしても、インフラ(電気・ガス)が途絶した場合のバックアップは72時間の非発設備では不十分です。高温での燃焼を続けられない限り、規定値以下に有害物質の処理ができないおそれが大きい施設であることを考慮し、最低でも、定格での燃焼処理が完全に完了するまでのバックアップができるようにするのは当然として、想定外にも対応できるように、最低7日間は非発が運転できるようにオイルタンク容量を見直して計画に反映することを検討して戴きたいと思っております。	非常用発電装置は、停電時においても、焼却炉を安全に停止するために必要な電源を確保する設備としています。

都民の意見	事業者の見解
<p>都民や周辺地域全体の住民の健康を守る上で、この点は極めて重要と思われま</p>	
<p>(2) 他の山の手地域に建つ清掃工場と違って、このエリアは荒川氾濫時には水没することが明らかであることから、洪水に対してもプラント部分が水没しないように、十分な設計上の配慮が必要です。灰バンカ部の高濃度ダイオキシン類が流失してしまったら、広域にわたって取り返しがつかない汚染が生じることになることを、よくよく考慮して戴きたいと思ひます。</p> <p>具体的には、ゴミ投入口の防水堤だけでなく、投入口自体を浸水想定水面より高い位置に持っていくことや外壁に設けられる吸排気ガラの設置高さの検討、人の出入りする扉部分の防水対策、窓などの脆弱部分からの浸水対策（東日本大震災の際には、窓ガラスが水圧や流出物により容易に破損し、そこから建物全体が水没していた事実）などを十分配慮した設計として戴きたいと思ひます。</p> <p>また、説明会での質問では、まだ設計に反映可能との回答を戴いていますので、具体的にどのように設計に反映されるのかを回答戴きたいと思ひます。</p>	<p>発電設備を2階以上に設置する対策を講じる計画としています。</p> <p>その他、建物内への浸水を防ぐため、プラントホームの1m程度の嵩上げ及び防水扉の設置などの浸水対策や工場棟内からの逆流を防止するなど、対策を施します。</p>
<p>(3) 今回の説明会において、全覆いテントが採用できない理由を敷地の形及び解体対象建物に変形していること、東京都の下水管が埋まっていてその上部に全覆いテントの基礎を作ることが出来ないこと、地下部分が深いことの3点を挙げております。それらは技術的にクリアできる可能性が十分にあり、その時は「できるのかどうか」の当方からの問に対して、「費用がかかることと煙突解体との兼ね合いで、大幅に工期が伸びるので、やろうと思えばできるが、今回は全覆いテントは採用するつもりはない」との回答でありました。</p> <p>住民の健康を最優先に置いた、公害防止協定の精神を全く無視した回答は住民の命よりお金の方が大事だと言っているようにしか聞こえません。</p> <p>百歩譲って、全覆いテントを使用しない場合、全覆いテントに準じる工法として、当方からも提案しているワイヤーソー工法を採用されているワイヤーソー工法を本体建物解体にも全面採用するよう要求しております。住民説明会では一組からはワイヤーソーについての説明がなかったため、追求したとこ</p>	<p>工場棟の解体工事に全覆い仮設テントを設置することは、技術的な課題があり、現状では設置は困難と考えております。</p> <p>今後も、技術的な進歩を注視し、設置すべく課題を解決できるよう検討していきます。</p> <p>ワイヤーソー工法等の従来工法については、ワイヤーソー工法に限定せず、よりよい解体工法を今後も検討していきます。</p> <p>発生騒音の予測は、建設機械35台が一斉に稼働した、騒音（建設機械から10m）を予測したものです。</p> <p>したがって、工事期間中は、敷地境界までの距離により、騒音の減衰が見込まれ、敷地境界において100dBを示すことはありません。</p> <p>工事の施工に当たっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働を極力避けるよう配慮します。</p> <p>また、振動についても同様に敷地境界において常時80dBを示すことはありません。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>ろ、途中からワイヤーソー工法を一部取り入れることは認めましたが、努力目標としか表現されておりません。</p> <p>環境影響評価書案資料編の147ページ図8.3-1、月別発生騒音は27月目から42月目まではほぼ100dBを示しています。つまり、15か月間続くこの騒音公害は明らかに公害防止協定違反になります。</p> <p>また、151ページ図8.3-2、月別発生振動は解体工事期間中の一時期を除いて、ほぼ80dBという高数値を示しています。実に40か月の長期間、周辺住宅は常に振動を受け毎日地震が起こっている状態が続くのです。</p> <p>荒川流域であるこの敷地周辺は軟弱地盤であり、大型車が通行するだけでも家が地震並みに揺れるほどの実害が、現に旧赤羽中学校跡地活用の病院建設工事等において、発生しています。</p> <p>特に、解体工事での振動や杭打ち時の発生振動を考えると、不安でなりません。</p> <p>改善する方法があるにも拘わらず、金銭や工期の問題で、回避しようとしている一組に対して、私たちは、この地にゴミ焼場を強引に造ったときの反対運動や住民が協定書を引き換えに和解という苦渋の選択をしたことを考え、もう一度原点にかえり、真の住民最優先の事業を実現することを強く望みます。</p>	
<p>(4) 北清掃工場の敷地北側には、都市計画道路補助86号線が事業化されており、約10年後の竣工時には補助86号線が開通している可能性がある。補助86号線は北清掃工場周辺の土地利用や自動車交通に影響を与え、特に大気汚染、騒音・振動、風環境、景観、温室効果ガスの各項目については、道路と北清掃工場の複合影響により、今回の評価結果よりも悪化することも懸念される。工事の完了後の予測評価にあつては、補助86号線が開通した場合を想定した複合影響も対象とする必要がある。</p>	<p>本事業における工事用車両及びごみ収集車両等は、基本的に北本通りから搬出入を行い、予定道路（補助86号線）を搬出入で走行する予定はないため、予測・評価していません。</p> <p>工事の完了後の事後調査では、補助86号線が開通していた場合は、補助86号線による影響を含めた大気汚染等の状況を確認することとなります。</p>
<p>(5) 準備工事における仮囲いは、防音パネルと部分的な全覆い仮設テントとされているが、他の清掃工場で行われているような全覆いの仮囲いとする代替案を検討し、本計画の仮囲いで施工した場合との環境影響の違いを比較評価すべきである。</p>	<p>工場棟の解体工事に全覆い仮設テントを設置することは、技術的な課題があり、現状では設置は困難と考えております。</p> <p>工事に当たっては、よりよい解体方法を今後も検討しています。</p>
<p>(6) 北区基本計画、北区都市計画マスタープラン、北区一般廃棄物処理基本計画は</p>	<p>北区の計画等を配慮していきます。</p>

## 6.1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見	事業者の見解
2020年版に改定されているため、2020年版に基づいた環境配慮を要望する。	
(7) 北区景観づくり計画の取組として「北区景観百選2019」を区民参加型で選定し、ガイドブックが発行されている。北区景観百選には北清掃工場自体も選定されており、周辺の景観資源も多数紹介されていることから、大変重要な配慮事項として位置づけて頂きたい。	北区景観づくり計画の届出前に事前に北区と協議を行っていきます。

### 6.1.9 その他

都民の意見	事業者の見解
(1) 風環境が高層建築物ではないことを理由に選定されていないが、工場棟の面積は1.5倍にも増加し、敷地を広く覆いつくすため、風環境への影響は十分懸念される。敷地北側に都市計画道路補助86号線の空地が生まれれば、道路と建物が相互に影響しあい、風環境への新たな影響が生じる恐れがあるため、予測評価項目に選定すべきである。	新工場の工場棟の最高高さは、地上約31mの計画であり、既存の工場棟の高さと変わりません。一般に風害が発生するといわれる地上約50～60m以上の高い建築物ではないため、工場棟の面積は増加する計画ですが、生活環境上の影響を与えるような風圧、風速の変化は小さいと考えます。また、都市計画道路補助86号線は計画段階であるため、予測条件に反映することができません。 このため、予測評価項目として選定しておりません。



## 6.2 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

事業段階関係区長である北区長及び足立区長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

## 6.2.1 北区長の意見と事業者の見解

北区長の意見	事業者の見解
<p>全体的事項</p> <p>(1) 事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き、最新技術の導入などを検討し、区民からの意見・要望を踏まえた上で、より一層の環境保全に努めること。</p>	<p>環境影響評価手続で示した環境保全のための措置について、建替工事に際しては、発注仕様書に遵守事項であることを明記し確実に実施するとともに、建替工事の施工者から提案された最新技術の活用などをすることで、環境保全を図ります。</p> <p>また、工場運営時においても、環境保全のための措置を確実に実施します。</p>
<p>(2) 施設稼働後も、温暖化防止を念頭においたエネルギーの使用の合理化や環境保全上の支障となる環境負荷への低減を常に意識し、技術革新の動向を踏まえた上での設備更新や運用改善等を推進していくこと。</p> <p>工事期間中や施設稼働後における周辺自治体及び住民からの声に対して真摯に対応し、安全配慮、公害防止に努めること。</p>	<p>施設稼働後においても、環境保全のための措置を確実に実施するとともに、さらなる環境負荷への低減のため技術革新の動向を注視していきます。</p> <p>また、工事期間中及び施設稼働後は、当組合職員が現場に常駐し、周辺自治体及び住民からの声には迅速かつ真摯に対応してまいります。</p>
<p>環境影響評価の項目に関する事項</p> <p>&lt;大気汚染&gt;</p> <p>(1) アスベストについて、関係法令等に基づき解体工事における事前調査を実施すること。また、アスベストが確認された場合は、速やかに区へ情報提供を行い、関係法令等に基づき適正に除去及び処分を実施し、飛散防止に努めること。</p>	<p>調査については、関係法令等を遵守し、適切に対応してまいります。また、アスベストの含有が確認された場合にも、速やかに北区へ報告するとともに関係法令等を遵守し、適切に対応してまいります。</p>
<p>(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) について、「予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。」とあるが、環境影響評価書作成時まで、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。</p>	<p>現行の「東京都環境影響評価技術指針」では、微小粒子状物質は予測・評価の対象ではなく、予測手法も現在開発途上にあることから、予測・評価項目として選定しておりません。今後、予測・評価手法が確立された場合には、適切に対応してまいります。</p>
<p>(3) 工事施行中の建設機械稼働に伴う排出ガスについて、環境基準を下回り、大気質への影響は最小限に抑えられるとあるが、二酸化窒素については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること。</p>	<p>工事の施工に当たっては、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、可能な範囲で同時に多数の建設機械が集中して稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響の低減に努めます。</p>
<p>(4) 解体工事期間中のダイオキシン類等の測定を実施すること。実施の際には飛散状況を適切に把握するため、敷地境界において測定を行うこと。また、測定の結果、管理基準を超えた場合は、工事を一時中断</p>	<p>「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」(平成14年11月、東京都環境局)に基づき、解体工事の施工前・施工中・施工後に敷地境界の大気中のダイオキシン類の調査を行い</p>

北区長の意見	事業者の見解
し、工程・作業方法の見直しなど、必要な措置を講じること。	ます。 解体工事中に当たっては、労働安全衛生規則などの関係法令等に基づいた措置を講じ、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に施工してまいります。
(5) 周辺には学校や保育園及び住宅が多数存在することから、工事施行中の一般粉じんの発生及び飛散防止について、最新技術の導入を含めた可能な限りの方策を尽くすこと。	建替工事に際しては、散水などの対策のほか、施工者から提案された最新技術の活用などをすることで、一般粉じんの飛散防止に努めます。また、工事中は、現場に監督員が常駐し、近隣の小学校や周辺住民から苦情等が生じた場合は、迅速かつ真摯に対応いたします。
<p>&lt;騒音・振動&gt;</p> <p>(1) 工事施行中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、周辺には学校や保育園及び住宅が多数存在することから、低騒音・低振動型の重機の積極的な採用を含めた最新技術の導入等、より一層の騒音・振動の低減に努めること。</p>	最新技術の動向を注視し、周辺環境に配慮した作業計画を立てるなど、環境影響をさらに低減するよう努めます。
<p>(2) 工事車両、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価結果において、全ての地点で環境基準を超過していることから、低公害型車両の採用や適正運行により、より一層の騒音低減に努めること。</p>	<p>基準超過は、工事用車両、ごみ収集車両等が原因ではなく、一般車両によるものです。本事業の実施により、工事車両が集中しないよう配車計画を検討していきます。</p> <p>なお、ごみ収集車両等の走行に際しては、規制速度厳守の注意喚起を行い、騒音の低減に努めます。</p>
<p>(3) 低周波騒音について、既存工場での実績と新工場での機器類の類似性から、予測・評価項目として選定していないが、環境保全の措置として、新工場稼働後に測定し、結果を明らかとすること。</p>	<p>低周波音については、既存工場の測定結果等から周辺環境へ影響を及ぼすレベルではないことから環境影響評価の項目に選定していません。</p> <p>ただし、確認のため工事の完了後に低周波騒音を測定し、結果を明らかにします。</p>
<p>&lt;土壌汚染&gt;</p> <p>(1) 土壌調査について、工場の操業停止後に土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、各単位区画を設定した上で、あらためて土壌調査を行うこと。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適正に処理すること。</p>	<p>「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、各単位区画を設定した上で、土壌の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壌調査を行います。</p> <p>この調査において汚染が判明した場合は、速やかに北区へ報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係官庁と協議し、適切に対応します。</p>
<p>(2) 汚染土壌の封込め槽について、槽からの汚染物質の流出がないことを確認するため、槽内の汚染土壌中の有害物質に係る項目に関し、工事の施行期間中を通じて地下水質の調査を実施すること。</p>	封込め槽を設置以降現在まで定期的に地下水質を調査し、汚染物質の流出はないことを確認しています。工事中においても、引き続き調査を実施していきます。

北区長の意見	事業者の見解
<p>&lt;日影&gt;</p> <p>(1) 日影の予測条件における日影測定面の位置において、等時間日影図を平均地盤面+4.0mとして作成しているが、評価の結果(1)では時間の記載がないため、(2)と同様に時間の変化についても記載すること。</p>	<p>(1) の評価の結果は、新施設における日影の影響範囲を示したものになります。</p> <p>(2) の評価の結果は、新旧における日影の違いを示したものになります。</p>
<p>&lt;景観&gt;</p> <p>(1) 当区においては色彩基準をマンセル値により定めているため、評価にあたってはマンセル値により記載すること。</p>	<p>評価書案の完成予想図はイメージ図のため、今後、「北区景観づくり計画」に基づく届出及び事前協議についても適切に対応していきます。</p> <p>また、この結果については、事後調査報告書において明らかにします。</p>
<p>(2) 煙突の色彩について、今後更なる検討を行うのか教示願いたい。</p>	<p>評価書案の完成予想図はイメージ図のため、今後、「北区景観づくり計画」に基づく届出及び事前協議についても適切に対応していきます。</p>
<p>(3) 代表的な眺望点及び眺望の状況の調査地点(近景)③における現況及び将来につき、近接建築物の解体及び新たな建築予定に関係し、眺望の変化の程度の適切な評価に至っていないため、掲載写真への正確な反映または調査地点の変更等を検討すること。</p>	<p>東京消防庁志茂出張所(予定)について、予測評価への影響は小さいと判断されるため、調査地点の変更はいたしません。</p>
<p>&lt;自然との触れ合い活動の場&gt;</p> <p>(1) 「北区緑の基本計画2020」に記載のある「公共施設を中心に生物多様性に配慮した緑化」の推進に則り、生物多様性地域戦略を意識した緑化を推進すること。</p>	<p>「北区緑の基本計画2020」の趣旨を踏まえた緑化を行います。</p>
<p>(2) 「面的・線的な樹木の植栽」を行う際は、エコロジカル・ネットワークに配慮した階層構造に富んだ地域在来種の植栽を優先し、生きものを身近に感じられるような緑づくりを検討すること。</p>	<p>植栽については、「北区緑の基本計画2020」の趣旨を踏まえ、「東京都北区みどりの条例」及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」の基準に配慮します。</p>
<p>&lt;温室効果ガス&gt;</p> <p>(1) 最新の知見や設備導入等による廃熱利用のさらなる効率化、再生可能エネルギーの利活用などを積極的に進めて環境負荷の低減に取り組み、温室効果ガスの排出抑制に努めること。</p>	<p>ごみ発電については、高効率発電設備の導入を図り一層のエネルギー回収を進めるとともに、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを積極的に活用します。</p> <p>また、LED照明等の省エネルギー機器を積極的に導入するなど、より一層の温室効果ガスの排出抑制に努めます。</p>
<p>&lt;その他&gt;</p> <p>(1) 用途地域図の凡例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種住居地域の高度地区欄上から3行目</li> <li>「第2種最低限」を「最低限」へ修正すること。</li> <li>・防火地域・準防火地域の解説文1行目</li> <li>「防火地」を「防火地域」へ修正すること。</li> </ul>	<p>用途地域図の凡例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種住居地域の高度地区欄上から3行目</li> <li>「最低限」に修正します。</li> <li>・防火地域・準防火地域の解説文1行目</li> <li>「防火地域」に修正します。</li> <li>・準防火地域の行</li> <li>楕円形と長方形の位置を修正します。</li> </ul>

6.2 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

北区長の意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・準防火地域の行 楕円形と長方形の位置（文字かかり）を修正すること。</li> </ul>	
<p>（２）環境保全に関する計画等への配慮の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表6.4-2における計画について、最新の計画に反映すること。</li> </ul>	<p>環境保全に関する計画等への配慮の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表6.4-2における計画について、最新の計画を反映します。</li> </ul>

## 6.2.2 足立区長の意見と事業者の見解

足立区長の意見	事業者の見解
(1) 工場稼働後の大気（排気ガス及び煤塵）については、引き続き常時測定を実施すること。	工場稼働後は、引き続き、煙突排出ガスについて、常時監視と2か月毎に1回の測定を実施します。